

岩手県告示第537号

県営住宅等条例第13条第2項の規定による公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値（平成9年岩手県告示第1273号）の一部を次のように改正する。

平成23年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後										
<p>E 当該県営住宅の設備について、次の表の左欄に掲げる場合にあってはその場合の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める数値を合算して得た数値、同表の左欄に掲げる場合以外の場合にあっては零</p> <table border="1" data-bbox="145 613 772 954"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 613 772 663">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 663 647 954"> 便所から排出する汚物を下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流する場合を除き、し尿浄化槽がない場合 </td> <td data-bbox="647 663 772 954">[略]</td> </tr> </table>	[略]		便所から排出する汚物を下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流する場合を除き、し尿浄化槽がない場合	[略]	<p>E 当該県営住宅の設備について、次の表の左欄に掲げる場合にあってはその場合の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める数値を合算して得た数値、同表の左欄に掲げる場合以外の場合にあっては零</p> <table border="1" data-bbox="831 613 1458 954"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="831 613 1458 663">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 663 1334 855"> 便所から排出する汚物を下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流する場合を除き、し尿浄化槽がない場合 </td> <td data-bbox="1334 663 1458 855">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 855 1334 954"> <u>エアコンディショナー、ガス調理機器及び照明器具がある場合</u> </td> <td data-bbox="1334 855 1458 954"> <u>-0.02</u> </td> </tr> </table>	[略]		便所から排出する汚物を下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流する場合を除き、し尿浄化槽がない場合	[略]	<u>エアコンディショナー、ガス調理機器及び照明器具がある場合</u>	<u>-0.02</u>
[略]											
便所から排出する汚物を下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流する場合を除き、し尿浄化槽がない場合	[略]										
[略]											
便所から排出する汚物を下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流する場合を除き、し尿浄化槽がない場合	[略]										
<u>エアコンディショナー、ガス調理機器及び照明器具がある場合</u>	<u>-0.02</u>										
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>											